

協会劣後弁済にかかる念書

年 月 日

御中

神戸市中央区浪花町 6 2 番地の 1
兵庫県信用保証協会
理 事

㊞

下記根抵当権については、当協会が貴 に対し代位弁済を履行したことにより、その一部が当協会に移転し、準共有となりますが、本根抵当権の処分時においては、貴 のプロパー債権（保証会社保証付を除く。）が当協会の求償権に優先して弁済を受けることに異議なく承諾いたします。

記

根抵当権の表示

1. 年 月 日付根抵当権設定契約証書に基づく
極度額 円の根抵当権

2. 登記
法務局 支局
年 月 日受付第 号

3. 債務者

4. 根抵当権設定者